通報事案処理のフローチャート

利害関係者（機関内外）

↓

通報窓口
内部監査室

↓

最高管理責任者
信州大学長

・通報等の内容の合理性を確認し本調査の要否を判断
（必要に応じて事前調査を行う）

↓

統括管理責任者
財務担当理事

調査委員会

当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む

防止計画推進部署
不正使用防止計画推進室 【事務】

【調査必要】

・不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査

【一時執行停止】
・必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

【認定】

・不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定

【最終報告書作成】

・調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む

【調査不要】
【終　了】

・調査が終了しない場合は、中間報告書

受付
（事前調査）
30日以内

調査の要否決定
30日以内
調査開始期限

本調査
150日以内

認定
報告

210日以内

【機関が実施すべき事項】

① 報告（通報）

② 調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議

③ 調査過程でも、不正事案の一部でも確認された場合は、速やかに報告

④ 配分機関の求めに応じた中間報告の提出

⑤ 現地調査

⑥ 最終報告書の提出

受付
210日以内

【配分機関が実施すべき事項】

① 報告（通報）に基づいて必要な指示を行う。

② 報告（調査）を受け、必要に応じて指示を行うとともに、当該事案の速やかな全容解明を要請する。

③ 必要に応じ、不正を行った研究者が関わる競争的資金について、採択又は公布決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。

④ 必要に応じて中間報告書の提出を求める。

⑤ 必要に応じて現地調査を実施。

⑥ （ア）機関に対する措置
- 管理条件の付与
- 間接経費の削減（上限15%）
- 配分の停止

（イ）機関・研究者に対する措置
- 不正に係る競争的資金の返還等

（ウ）研究者に対する措置
- 競争的資金への申請及び参加資格の制限

【210日以内に最終報告書の提出がない場合】
- 該当する競争的資金の翌年度以降の1ヵ年度の間接経費措置額の削減（上限：10%）
- 責任放棄による場合：採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示

【最終報告書の公表内容】
- 不正に関与した者の氏名、所属
- 不正の内容
- 機関の行った措置の内容
- 調査委員の氏名・所属
- 調査の方法・手順等

※合理的な理由がある場合は非公表も可